

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務
〔仕様書〕

第1章 共通事項

1 業務名

東温市地域福祉計画・東温市障がい者基本計画等策定業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、「東温市地域福祉計画」及び「東温市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することから、令和9年度を初年度とする次期計画の策定を目的とする。

計画の策定に当たっては、国の動向を見据えた上で、本市における現状や課題等の整理、必要な調査分析や意見集約を行うとともに、計画策定後の進捗確認及び推進を円滑に行うための仕組みづくりが必要となる。このため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援を得て、本業務を実施するものである。

3 業務計画の提出及び打合せ協議等

受託者は、契約締結後速やかに本業務に係る詳細なスケジュール（業務工程表等）を作成し、委託者の承諾を得るものとする。

受託者の業務責任者は、本業務の適正かつ円滑な実施に向けて、委託者の監督員と常に連絡調整を行うものとする。その際、業務に関する協議等の内容は、その都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認するものとする。

受託者の業務責任者又は業務担当者は、月1回以上、委託者に本業務の進捗状況を報告し、又はその他必要な打合せを行うものとする。

4 遵守事項

受託者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守するとともに、本業務に関するすべての情報について、委託者の許可なく外部へ提供し、又は転用してはならない。

受託者は、本業務の実施に当たり委託者が貸与した資料を、使用目的が完了した後、速やかに返却するものとする。

受託者は、本業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

5 疑義の解釈

受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と協議の上、決定するものとする。

第2章 個別事項（東温市地域福祉計画策定業務）

1 対象計画

（1）計画名

第2次 東温市地域福祉計画（令和9年度～令和17年度）

（2）計画概要

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにする計画として策定する。

本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「第3次東温市総合計画」をはじめ、今回同時に策定する「第5期東温市障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」のほか、関連する「東温市子ども計画」「第10期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「第3次東温市健康増進計画」等との整合性を図るものとする。

2 業務の内容

受託者は、本計画の策定に当たり、以下の業務を行うものとする。

（1）基礎調査・分析

本市の人口構成や将来人口推計、各種統計資料、国・県等の上位計画等、次期計画策定に必要な基礎データを収集し、地域福祉を取り巻く本市の現状について整理及び分析を行うこと。

（2）意識調査の実施

地域福祉の推進に当たり、広く市民の意見やニーズ等を把握するため、以下の意識調査を実施し、分析を行うこと。

①意識調査の種類、対象等

ア 市民意識調査

住民基本台帳を基に、無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人に対し、意識調査を行うこと。

イ 民生委員意識調査

市内で活動するすべての民生委員・児童委員（約70人）に対し、意識調査を行うこと。

②郵送物の作成

調査票、発送用封筒及び返信用封筒を作成すること。また、委託者が対象者を抽出して作成した宛名ラベルを用いて、発送用封筒への封入及び封緘を行うこと。

③郵送物の発送及び郵送料

郵送物の発送及び回収は委託者が行い、これに係る経費は委託者が負担する。

④調査票の回収・集計及び分析

委託者が回収した調査票を受領し、集計及び分析を行い、調査結果を報告書に取りまとめて提出すること。

(3) 計画策定支援

①課題の整理・計画骨子案の作成

基礎調査及び意識調査の結果等を踏まえ、本市における現状・課題の整理を行い、計画骨子案を作成すること。

②計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料の作成、会議への出席、協議事項に対するアドバイス及び議事要旨の作成を行うこと。

③計画素案の作成

計画策定委員会の意見等を踏まえ、計画素案を作成すること。

④計画案の作成

計画策定委員会の意見等を踏まえ、計画素案を基に計画案を作成すること。

⑤パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に際して、関係資料の作成支援を行うこと。また、提出された意見の分析や整理を行うとともに、必要に応じて計画案への反映を行うこと。

⑥計画書の作成

計画案を基に、「第2次東温市地域福祉計画」及び「第2次東温市地域福祉計画〔概要版〕」を作成すること。なお、現行計画と同等以上のデザイン性、視認性、及び可読性を確保した誌面構成とすること。

(4) その他の支援

上記（1）～（3）に掲げる項目のほか、業務の円滑な遂行に必要な場合は、委託者と協議の上、必要な支援を行うこと。

3 成果品

①アンケート調査結果報告書

②第2次 東温市地域福祉計画

③第2次 東温市地域福祉計画〔概要版〕

※いずれも紙媒体1部（A4判：簡易製本）及びデータ一式で提出すること。

データは、Word又はExcel等（編集可能なデータ）及びPDFデータとする。

第3章 個別事項（東温市障がい者基本計画等策定業務）

1 対象計画

（1）計画名

第5期 東温市障がい者基本計画（令和9年度～令和14年度）

第8期 東温市障がい福祉計画（令和9年度～令和11年度）

第4期 東温市障がい児福祉計画（令和9年度～令和11年度）

（2）計画概要

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画として策定する。

本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「第3次東温市総合計画」をはじめ、今回同時に策定する「第2次東温市地域福祉計画」のほか、関連する「東温市子ども計画」「第10期東温市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「第3次東温市健康増進計画」等との整合性を図るものとする。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量などを定める計画として策定する。

2 業務の内容

受託者は、本計画の策定に当たり、以下の業務を行うものとする。

（1）基礎調査・分析

障がい福祉をめぐる施策動向、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、委託者が提供するデータや資料を基に整理及び分析を行うこと。

（2）アンケート調査の実施

障がい者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等を把握するため、以下のアンケート調査を実施し、分析を行うこと。

①障がい者へのアンケート調査

調査対象	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
配布数	1種 2,400票（回収率50%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②関係団体・サービス提供者等へのアンケート調査

調査対象	東温市内において障がい者（児）の支援やサービス提供を行う団体及び事業者
------	-------------------------------------

配布数	事業所 30 箇所程度
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

③郵送物の作成

調査票、発送用封筒及び返信用封筒を作成すること。また、委託者が対象者を抽出して作成した宛名ラベルを用いて、発送用封筒への封入及び封緘を行うこと。

④郵送物の発送及び郵送料

郵送物の発送及び回収は委託者が行い、これに係る経費は委託者が負担する。

⑤調査票の回収・集計及び分析

委託者が回収した調査票を受領し、集計及び分析を行い、調査結果を報告書に取りまとめて提出すること。

(3) 計画策定支援

①施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートのご設計及び結果の取りまとめを行い、評価を行うこと。また、アンケート調査の分析結果等も踏まえて課題を取りまとめ、新たな計画において重点的に取り組む事項等を検討すること。

②障がい福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行うこと。

③計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行うこと。

④計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料の作成、会議への出席、協議事項に対するアドバイス及び議事要旨の作成を行うこと。

⑤計画案の作成

計画策定委員会の意見等を踏まえ、計画素案を基に、計画案を作成すること。なお、厚生労働省や内閣府、こども家庭庁等からの指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、計画案への反映を検討すること。

⑥パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に際して、関係資料の作成支援を行うこと。また、提出された意見の分析や整理を行うとともに、必要に応じて計画案への反映を行うこと。

⑦計画書の作成

計画案を基に、「第5期東温市障がい者基本計画・第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」を作成すること。なお、現行計画と同等以上のデザイン性、視認性、及び可読性を確保した誌面構成とすること。

(4) その他の支援

上記(1)～(3)に掲げる項目のほか、業務の円滑な遂行に必要な場合は、委託者と協議の上、必要な支援を行うこと。

3 成果品

①アンケート調査結果報告書

②第5期 東温市障がい者基本計画・第8期 障がい福祉計画・第4期 障がい児福祉計画

※いずれも紙媒体1部（A4判：簡易製本）及びデータ一式で提出すること。

データは、Word又はExcel等（編集可能なデータ）及びPDFデータとする。